

平成 28 年第 2 回定例会（12月議会）  
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案）

平成 28 年 12 月 8 日  
総務部

【議案関係】

- 資料 1 「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第 209 号）

（人事課）

- 資料 2 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について  
(議案第 210 号・第 211 号)

（税務課）

「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第209号）

平成28年12月8日  
人 事 課

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲を定めるとともに、介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設する等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条、第2条）

① 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

地方公務員の育児休業等に関する法律の条例委任事項である育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子の範囲に、「一定の条件のもとで養育里親（※1）として委託された子」を加える。（第2条の2関係）

※1 養育里親：養子縁組を前提とせずに要保護児童を預かって一定期間養育する里親

(2) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第3条、第4条）

① 育児を行う職員の早出遅出勤務等の対象となる子の範囲の拡大

育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子の範囲を「特別養子縁組（※2）の監護期間中の子」、「養子縁組里親（※3）に委託されている子」等に拡大する。（第8条の2関係）

※2 特別養子縁組：子どもとその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実親子関係に準じる安定した養親子関係を家庭裁判所が成立させる縁組制度

※3 養子縁組里親：将来的に養子縁組を行うことを前提に要保護児童を養育する里親

② 介護休暇の分割取得

介護休暇について、「連続する6月の期間内で必要な期間の取得」であったものを「3回、かつ、6月を限度とした指定期間内で必要な期間の取得」が可能となるよう改正を行う。（第15条関係）

③ 介護時間の新設

介護のため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇を新設する。（第15条の2関係）

3 施行期日等

(1) 施行日

平成29年1月1日とする。

(2) 経過措置

施行日時点で介護休暇を取得していた場合において所要の経過措置を行う。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第一条による改正）

	新	旧
(育児休業をすることができない職員)		
第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第二条 法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一(三) 略	一(三) 略	一(三) 略
四 前号に掲げる職員のほか、次のいずれにも該当しない非常勤職員	四 前号に掲げる職員のほか、次のいずれにも該当しない非常勤職員	四 前号に掲げる職員のほか、次のいずれにも該当しない非常勤職員
(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員	(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員	(一) 次のいずれにも該当する非常勤職員
(1) 略	(1) 略	(1) 略
(2) その養育する子（法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）	(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが
(3) 略	(3) 略	(3) 略
(二) 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）	(二) 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）	(二) 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
(三) 略	(三) 略	(三) 略
(育児休業の対象となる者)		
第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育		

里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託される当該児童とする。

### 第二条の三・第二条の四 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

(一) 死亡した場合  
(二) 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

(一) 前号(一)又は(二)に掲げる場合

(二) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

三 六 略  
七 第二条の三第三号に掲げる場合に該当すること。

### 第二条の二・第二条の三 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第三条 法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなつたこと。

二 六 略  
七 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

(育児短時間勤務終了から一年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一條 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、

次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号(一)又は(二)に掲げる場合に該当することとなつたこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第三条第二号(一)又は(二)に掲げる場合に該当することとなつたこと。

三〇七 略

(部分休業の承認)

第二十五条 略

2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下単に「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉）を承認されている場合

(育児短時間勤務終了から一年以内に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一條 法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、

次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなつたこと。

二五六 略

(部分休業の承認)

第二十五条 略

2 労働基準法第六十七条の規定による育児時間（以下単に「育児時間」という。）又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間（第一項に規定する任命権者が定める勤務時間をいう。）から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉）を承認されている場合

に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第二条による改正）

新	旧
<p>（育児休業の対象となる者）</p> <p>第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。</p>	<p>（育児休業の対象となる者）</p> <p>第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。</p>
<p>職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第三条による改正）</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）</p> <p>第八条の二 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、第一号若しくは第二号に規定する子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組</p>

の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第五条第一項を除き、以下同じ。）を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

一・二 略

三 第十五条第一項に規定する要介護者のある職員

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）  
第八条の三 略

4 前三項 の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、「当該子を養育」とあり、第二項中「三歳に満たない子のある

養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

一・二 略

三 第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者のある職員

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）  
第八条の三 略

4 第一項及び前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、「当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委

職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び

前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第一項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時まで）における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時まで）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替える

前五時までの間をいう。」における」と、第二項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と読み替えるものとする。

## 5 略

### （休暇の種類）

第十一條 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

### （介護休暇）

第十五条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えて、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」といいう。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

## 2 介護休暇の期間は、指定期間

第十一條 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

### （介護休暇）

第十五条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えて、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」といいう。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間

内において必要と認められる期間とする。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合には、当該指定期間を通算して一年に達するまでの連続する期間に限り延長することができる。

3 略

(介護時間)

- 第十五条の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第十四条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第十九条の二に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

- 第十六条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

1 (1) 略

- （一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え）
- 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項及び第十五条の二第三項の規定の適用については、これらの規定中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

内において必要と認められる期間とする。ただし、任命権者が特に必要と認めた場合にあつては、当該期間を一年に達するまで延長することができる。

3 略

(病気休暇、特別休暇及び介護休暇 の承認)

- 第十六条 病気休暇、特別休暇（人事委員会規則で定めるものを除く。）及び介護休暇 については、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

附 則

1 (1) 略

- （一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読み替え）
- 12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項 中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、第一号若しくは第二号に規定する子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童）

その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

2  
略

旧

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第八条の二 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、第一号若しくは第二号に規定する子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親）である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項において「要介護者」という。）を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

2  
略

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」等について  
 (議案第210号・第211号)

平成28年12月8日  
 税務課

第1 秋田県県税条例の一部を改正する条例案（議案第210号）

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）の廃止並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）による地方税法の一部改正に伴い、自動車取得税の廃止及び自動車税における環境性能割の導入並びに法人の事業税の税率の特例の廃止並びに個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除の延長を行う等の必要がある。

2 主な改正内容

(1) 県民税

① 個人県民税

住宅借入金等特別税額控除について、適用の対象となる年度を平成43年度（現行平成41年度）まで、その対象となる家屋の居住年の期限を平成33年（現行平成31年）まで延長することとする。（附則第4条の2の2及び附則第28条関係）

② 法人県民税

平成31年10月1日以後に開始する事業年度における法人税割の税率を次のとおり改めることとする。（第43条及び附則第13条関係）

区分	現 行	改 正 後
事業年度開始日	～平成31年9月30日	平成31年10月1日～
資本金又は出資金の額が1億円超又は法人税額が1千万円超の法人	4. 0／100	1. 8／100
資本金又は出資金の額が1億円以下かつ法人税額が1千万円以下の法人	3. 2／100	1. 0／100

（参考）地方法人税の税率 4. 4% → 10. 3%

※地方法人税・・・地方団体間の税収不均衡を是正するため、法人県民税及び法人市町村民税の一部を分離し、地方交付税の原資とする。徴収は、税務署が法人税に併せて行う。

(2) 法人事業税

地方法人特別税の廃止に伴い、平成31年10月1日以後に開始する事業年度における所得割及び収入割の税率の特例を廃止し、次のとおりの税率とする。（附則第14条の2の3関係）

※地方法人特別税・・・地方団体間の税収不均衡を是正するため、法人事業税の所得割及び収入割の一部を分離し、地方法人特別譲与税として各都道府県に配分する。徴収は、都道府県が事業税に併せて行う。

【所得割の税率】

区分		現 行	改 正 後
事業年度開始日		～平成31年9月30日	平成31年10月1日～
法人区分	所得区分		
外形標準課 税法人	400万円以下	0. 3／100	1. 9／100
	400万円超800万円以下	0. 5／100	2. 7／100
	800万円超 ※	0. 7／100	3. 6／100
特別法人	400万円以下	3. 4／100	5. 0／100
	400万円超 ※	4. 6／100	6. 6／100
その他の法人	400万円以下	3. 4／100	5. 0／100
	400万円超800万円以下	5. 1／100	7. 3／100
	800万円超 ※	6. 7／100	9. 6／100

※ 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金又は出資金の額が1千万円以上のものを含む。

【収入割の税率】

区分		現 行	改 正 後
事業年度開始日		～平成31年9月30日	平成31年10月1日～
電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人		0. 9／100	1. 3／100

(3) 自動車取得税及び自動車税

① 身体障害者等に対する減免

自動車を精神障害者が自ら運転する場合であっても減免を受けることができる」とする。（第115条及び第134条関係）

② 自動車税のグリーン化特例

新車新規登録から一定年数（ガソリン車14年・ディーゼル車12年）を経過した日の属する年度以後の年度分の自動車税の税負担を重くする措置（重課）について、適用期間を延長するとともに、新車新規登録の翌年度分の自動車税の税負担を軽減する措置（軽課）について、対象となる自動車の要件を見直した上で、適用期間を1年延長することとする。（附則第19条関係）

### グリーン化特例（軽課）

税 率	現 行 の 対 象 車	改 正 後 の 対 象 車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等	電気自動車等
	H27燃費基準+20%達成かつ H32燃費基準達成 ※	H32燃費基準+10%達成 ※
税率を概ね 50%軽減	H27燃費基準+10%達成 ※	H27燃費基準+20%達成 ※

※ H17年排出ガス基準75%低減達成のガソリン車に限る。

#### (4) 自動車税環境性能割及び種別割

自動車取得税を廃止するとともに、自動車税に環境性能割を導入する。（第123条から第137条まで、附則第18条の11及び附則第19条関係）

##### ① 環境性能割

- ア 納税義務者は自動車の取得者とする。
- イ 課税標準は自動車の通常の取得価額とする。
- ウ 税率は、環境性能に応じて1/100、2/100、3/100とする。特に環境性能に優れた自動車は地方税法の規定により非課税となる。
- エ 免税点は50万円とする。
- オ 減免等については、自動車取得税の減免等を受けることができる自動車を引き続き減免等の対象とする。

##### ② 種別割

環境性能割の導入に伴い、現行の自動車税は、自動車税の種別割とする。

#### (5) その他所要の規定の整備を行うこととする。

### 3 施行期日等

(1) 2(1)①及び2(5)は公布の日、2(3)は平成29年4月1日、その他は平成31年10月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

### 第2 秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案（議案第211号）

#### 1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）の一部改正に伴い、地方消費税率引上げの施行期日を変更する必要がある。

#### 2 改正内容

税率の2.2%（消費税と合計で10%）への引上げの施行期日を平成31年10月1日（現行平成29年4月1日）とすることとする。（秋田県県税条例の一部を改正する条例〔平成25年秋田県条例第40号〕附則第1項関係）

#### 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県県税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
秋田県県税条例の一部改正（第一条による改正）

	新	旧
附 則	附 則	附 則
4	<p>第四条の二の二 平成二十二年度から平成四十三年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十三年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則（第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p>	<p>第四条の二の二 平成二十二年度から平成四十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成三十一年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、法附則（第五条の四の二第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該納稅義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。</p>
2 ・ 3	略	略
4	<p>県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあ</p>	<p>県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成二十六年から平成三十三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあ</p>

るは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第二十八条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

3 2 略

前項の場合において、当該納稅義務者が平成二十六年から平成三十三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第四条の二の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

秋田県県税条例の一部改正(第二条による改正)

新	旧
(自動車取得税の減免)	(自動車取得税の減免)
第一百五条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対し、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。	第一百五条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対し、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

るは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第二十八条 所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき震災特例法第十三条第一項の規定の適用を受けた場合における附則第四条の二及び附則第四条の二の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(表 略)

3 2 略

前項の場合において、当該納稅義務者が平成二十六年から平成三十二年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等(居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第四条の二の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

秋田県県税条例の一部改正(第二条による改正)

新	旧
(自動車取得税の減免)	(自動車取得税の減免)
第一百五条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対し、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。	第一百五条 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対し、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。

三 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）が自ら運転する自家用自動車又は身体障害者等（以下「身体障害者等」という。）のため当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自家用自動車のうち規則で定めるものに係る当該身体障害者等の自動車の取得（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で、総合県税事務所長が必要と認めるもの

四〇八 略  
256 略

（身体障害者等に対する自動車税の減免）

第一百三十四条 総合県税事務所長は、身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

255 略

（自動車税の特例）

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車

三 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）が自ら運転する自家用自動車又は身体障害者若しくは精神障害者（精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものをいう。以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）のため当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する自家用自動車のうち規則で定めるものに係る当該身体障害者等の自動車の取得（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者の自動車の取得を含む。）で、総合県税事務所長が必要と認めるもの

四〇八 略  
256 略

（身体障害者等に対する自動車税の減免）

第一百三十四条 総合県税事務所長は、身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

255 略

（自動車税の特例）

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車

(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。)第三項第三号において同じ。)並びにバス(一般乗用のもの(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。)に限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

(表 略)

3 2 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平

(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものをいう。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。)第三項第三号において同じ。)並びにバス(一般乗用のもの(道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。)に限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する平成二十八年度分の自動車税に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十五年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車で平成十七年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

3 2 次に掲げる自動車に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平

成二十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十一年度分

の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

### 一〇三 略

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び次項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十一年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十

を乗じて得た数値以上

の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第六項に規定するもの

### 五 略

（表 略）

4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十一年度以降の各年度において適用されるべきものとして定めら

成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

### 一〇三 略

四 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第五条の二第四項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十一年度基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十一年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で法施行規則附則第五条の二第五項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので同条第六項に規定するもの

### 五 略

（表 略）

4 エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十

れたものに百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分

の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 略  
(表 略)

秋田県県税条例の一部改正（第三条による改正）

	新	旧
（法人税割の税率）		
第四十三条 法人税割の税率は、百分の一とする。		
（自動車税の納稅義務者等）		
第一百二十三条 自動車税は、自動車（法第四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて、それぞれ課する。		
2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五		
3 自動車の所有者が法第四十六条第一項の規定によつて自動車		

を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

5 略  
(表 略)

号) 第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。) 以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第二百四十八条第一項の規定により種別割を課すことができない者である場合には、第一項の規定にかかるらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

#### (自動車税のみなす課税)

第一百二十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者(以下この節において「自動車の取得者」という。)及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためにその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この節において「新規登録」という。)を受けた場合(当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの条例の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

税を課すことができない者である場合においては、第一項の規定にかかるらず、その使用者に対して、自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

(自動車税の課税免除)

第一百二十四条 日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車に対しては、自動車税を課さない。

(自動車税の課税免除)

第一百二十四条

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、種別割を課さない。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車又は救急専用自動車

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しても、種別割を課さない。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

四 前三号に掲げる自動車のほか、救急自動車に類する自動車で総合県税事務所長の認めるもの

4 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次の各号に掲げるものに対しては、種別割を課さない。

一 救急自動車

二 巡回診療の用に供する自動車

5 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しては、種別割を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十一条第一項に規定する各種学校又は道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所において専ら生徒、学生又は教習生の教育及び練習の用に供する自動車

二 学校教育法第一条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十

(自動車税の課税免除)

2 次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

一 商品であつて使用しない自動車

二 消防専用自動車又は救急専用自動車

3 日本赤十字社が所有する自動車のうち、次に掲げるものに対しても、自動車税を課さない。

一 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車

二 血液事業の用に供する自動車

三 救護資材の運搬の用に供する自動車

4 前三号に掲げる自動車のほか、救急自動車に類する自動車で総合県税事務所長の認めるもの

3 秋田県厚生農業協同組合連合会が所有する自動車のうち、次の各号に掲げるものに対しては、自動車税を課さない。

一 救急自動車

二 巡回診療の用に供する自動車

4 次の各号のいずれかに該当する自動車で、総合県税事務所長の承認を受けたものに対しても、自動車税を課さない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三十一条第一項に規定する各種学校又は道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所において専ら生徒、学生又は教習生の教育及び練習の用に供する自動車

二 学校教育法第一条に規定する幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十

八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定

こども園において専ら園児の通園の用に供する自動車

三 国又は地方公共団体の作成した計画に基づいて結核予防又は生活習慣病予防のための事業を行うものが専らその事業の用に供する自動車

四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二十二条に規定する社会福祉法人が社会福祉施設において専らその本来の事業の用に供する自動車

五 母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号) 第二十二条の規定に基づき設置された母子健康センターにおいて専らその本来の事業の用に供する自動車

6| 前項の規定による承認を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、自動車税の課税免除に関し必要な事項は、規則で定める。

(種別割の納税管理人)

第一百二十四条の二 種別割の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、その定める必要が生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に申告し、又は同日から十日以内に県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて総合県税事務所長に申請してその承認を受けなければならない。

2 当該納税義務者は、納税管理人を変更し、又は変更しようとる場合その他前項の規定により申告し、又は承認を受けた事項に異動を生じた場合には、その変更する必要が生じた日又は異動を生じた日から十日以内に、その旨を総合県税事務所長に申告し、

八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する幼保連携型認定

こども園において専ら園児の通園の用に供する自動車

三 国又は地方公共団体の作成した計画に基づいて結核予防又は生活習慣病予防のための事業を行うものが専らその事業の用に供する自動車

四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号) 第二十二条に規定する社会福祉法人が社会福祉施設において専らその本来の事業の用に供する自動車

五 母子保健法(昭和四十年法律第一百四十一号) 第二十二条の規定に基づき設置された母子健康センターにおいて専らその本来の事業の用に供する自動車

6| 前項の規定による承認を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。

7| 前各項に定めるもののほか、自動車税の課税免除に関し必要な事項は、規則で定める。

又はその変更若しくは異動について総合県税事務所長に申請してその承認を受けなければならぬ。

- 3 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて総合県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に届け出なければならない。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

- 第一百二十四条の三 前条第三項の認定を受けていない種別割の納税義務者（同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。）で同条第一項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

(環境性能割の課税標準)

- 第一百二十四条の四 環境性能割の課税標準は、通常の取得価額（法第一百五十六条に規定する「通常の取得価額」）をいう。第一百二十四条の六において同じ。)とする。

(環境性能割の税率)

- 第一百二十四条の五 環境性能割の税率は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める率とする。
- 一 法第一百五十七条第一項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の一
  - 二 法第一百五十七条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車 百分の二
  - 三 法第一百五十七条第三項の規定の適用を受ける自動車 百分の三

(環境性能割の免税点)

第一百二十四条の六 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対する対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の徴収の方法)

第一百二十四条の七 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第一百二十四条の八 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第六十条第一項に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を総合県税事務所長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
  - 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下の号及び第百三十条第一項第二号において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
  - 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
  - 四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日
- 2 前項の規定により申告書を提出すべき者は、同項各号に規定する申告書の提出期限後においても、法第六十八条第四項の規定による決定の通知があるまでの間は、前項の規定により申告納付

することができる。

- 3 前二項若しくはこの項の規定により申告書若しくは法第一百六十一条第二項に規定する修正申告書（以下この項及び次項において「修正申告書」という。）を提出した者又は法第一百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、修正申告書を総合県税事務所長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。
- 4 環境性能割の納税義務者は、前三項の規定により環境性能割額を納付する場合（法第一百七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に証紙を貼ることに代えて、証紙代金収納計器（証紙に代わるべき印影を表示する装置を付した計器をいう。以下「収納計器」という。）で当該申告書又は修正申告書に納付すべき環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。）に相当する金額の表示を受けることにより納付しなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付することができない場合には、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。
- 5 環境性能割の納税義務者は、第二項又は第三項の場合には、前項の収納計器により金額の表示を受けることにして、その表示を受けるべき金額に相当する現金を納付することができる。

（環境性能割の報告）

- 第一百二十四条の九 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、前条第一項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第一百六十条第二項に規定する報告書を総合県税事務所長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第一百二十四条の十 環境性能割の納税義務者で第一百二十四条の八第一項又は前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の納税義務の免除等)

第一百二十四条の十一 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環境性能割に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 総合県税事務所長は、自動車の取得者から環境性能割について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車に対する環境性能割に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 総合県税事務所長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境性能割額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予した期間に対応する部分の金額を免除する。

4 総合県税事務所長は、第二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る環境性能割について第一項の規定の適用がないことが明らかになつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた環境性能割に係る徴収金を納付しなければならない。

5 法第十五条の二の二及び法第十五条の二の三第一項の規定は第二項の規定による徴収の猶予について、法第十五条の三第三項の規定は前項の規定による徴収の猶予の取消しについて、それぞれ

準用する。

- 6 総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。
- 7 総合県税事務所長は、前項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 8 前二項の規定により環境性能割に係る徴収金を還付し、又は充當する場合には、第六項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。
- 9 第二項の申告又は第六項の申請は、申告書又は申請書を総合県税事務所長に提出してしなければならない。
- (自動車の返還があつた場合の環境性能割の納稅義務の免除等)  
第一百二十四条の十二 自動車販売業者から自動車の取得をした者(以下この項及び次項において「自動車の取得をした者」という。)が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で法施行規則第九条の七に規定するものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還した場合には、当該自動車の取得をした者が取得した自動車に対する環境性能割に係る納稅義務を免除する。
- 2 総合県税事務所長は、環境性能割を徴収した場合において、当該環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、自動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環境性能割額に相当する額を還付する。
- 3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境性能割額に相当する額を還付する場合について準用する。
- 4 第二項の申請は、申請書を総合県税事務所長に提出してしなければならない。

ればならない。

(環境性能割の減免)

第一百二十四条の十三 総合県税事務所長は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対して課する環境性能割を、当該自動車の取得者の申請により、減免する。

- 一 日本赤十字社の巡回診療の用に供する自動車又は血液事業の用に供する自動車
- 二 秋田県厚生農業協同組合連合会の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車
- 三 身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるもの（以下「精神障害者」という。）（以下「身体障害者等」という。）が取得した自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が取得したものと含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するもののうち規則で定めるものであつて、総合県税事務所長が必要と認めるもの
- 四 身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるものののみで構成される世帯に属する身体障害者等が取得した自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが取得した自家用自動車を含む。）で、当該身体障害者等のためにこれらの者を常時介護する者が運転するもののうち規則で定めるものであつて、総合県税事務所長が必要と認めるもの
- 五 取得の日から一月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する灾害（次号において「灾害」という。）により滅失し、又は損壊した自動車
- 六 災害により滅失し、又は損壊した自動車（前号の規定により

減免を受けた自動車を除く。) 又は三輪以上の軽自動車(法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車をいい、災害による滅失又は損壊に係るものとして軽自動車税の環境性能割の減免を受けたものを除く。)に代わるものと総合県税事務所長が認める自動車であつて、当該減失又は損壊の日から三月以内に取得したもの

七 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車(第三号及び第四号に掲げるものを除く。)

八 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車(第三号、第四号及び前号に掲げるものを除く。)又は専ら身体障害者等が運転するために構造の変更がなされた営業用自動車(第三号、第四号及び前号に掲げるものを除く。)

2 総合県税事務所長は、環境性能割に係る徴収金を徴収した場合において、当該環境性能割について前項第五号の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、同号の規定により減免すべき額に相当する税額を還付する。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により環境性能割額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 前二項の規定により環境性能割額を還付し、又は充当する場合には、第二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第一項又は第二項の申請は、申請書を総合県税事務所長に提出してしなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、環境性能割の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

(種別割 の税率)

第一百二十五条 次の各号に掲げる自動車に対し課する種別割の税率

(自動車税の税率)

第一百二十五条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し

率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの（以下この条において「電気自動車」という。）

(2) (10) 略

ロ 略

二 略

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）

イ 営業用

(1) 一般乗用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。）

(2) 一般乗用バス以外のバス

(i) (vii) 略

(1) 一般乗用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。）

(2) 一般乗用バス以外のバス

(i) (vii) 略

四・五 略

2 前項第二号又は第五号ハ(2)に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の税率については、それぞれ同項第二号又は第五号ハ(2)に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、加算した額とする。

一・二 略

3 略

（種別割 の徴収の方法）

第一百二十七条 種別割 の徴収については、普通徴収の方法による

一台について、当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 総排気量が一リットル以下のもの及び電気を動力源とする自動車で内燃機関を有するもの以外のもの（以下この条において「電気自動車」という。）

(2) (10) 略

ロ 略

二 略

三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

(1) 一般乗用用のもの（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）

(2) 一般乗用用のもの以外のもの

(i) (vii) 略

(1) 一般乗用用のもの（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）

(2) 一般乗用用のもの以外のもの

(i) (vii) 略

四・五 略

2 前項第二号又は第五号ハ(2)に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の税率については、それぞれ同項第二号又は第五号ハ(2)に定める額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、加算した額とする。

一・二 略

3 略

（自動車税 の徴収の方法）

第一百二十七条 自動車税 の徴収については、普通徴収の方法による

2 新規登録 の申請があつた自動車

について法第百七十七条の十第一項の規定により課する種別割の徴収については、次条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により種別割を 証紙徴収の方法によつて徴収する場合には、納税者が新規登録

の申請をしたときに、第百三十条の規定により提出する申告書に証紙を貼らせるごとに代えて、収納計器で当該申告書に証紙徴収すべき種別割額に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付させることができない場合は、当該種別割額に相当する現金の納付を受けた後当該申告書に納税済印を押印しなければならない。

4 第二項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法による。

(種別割の賦課期日)

第一百二十八条 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)

略

3 総合県税事務所長は、特別の事情がある場合には、前二項の規定による納期と異なる納期を定めることができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告の義務等)

第一百三十条 種別割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の

2 道路運送車両法第七条の規定による登録の申請があつた自動車について法第百五十条第一項の規定により課する自動車税

の徴収については、次条の賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。

3 総合県税事務所長は、前項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収する場合においては、納税者が道路運送車両法第七条の規定による登録の申請をした際に、第百三十条の規定により提出する申告書に証紙をはらせるごとに代えて、収納計器で当該申告書に証紙徴収すべき自動車税額に相当する金額の表示を受けさせることにより納付させなければならない。ただし、収納計器による表示の方法により納付させることができない場合には、当該自動車税額に相当する現金の納付を受けた後当該申告書に納税済印を押印しなければならない。

4 第二項の規定によつて自動車税を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合においては、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

(自動車税の賦課期日)

第一百二十八条 自動車税の賦課期日は、四月一日とする。

(自動車税の納期)

略

3 総合県税事務所長は、特別の事情がある場合には、前二項の規定による納期と異なる納期を定めることができる。

(自動車税の賦課徴収に関する申告の義務等)

第一百三十条 自動車税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の

区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県  
税事務所長に提出しなければならない。

一 新規登録の時

される自動車 当

二 道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転  
登録（以下この号及び次項において「変更登録等」という。）

を受けるべき自動車 当該変更登録等を受けるべき事由があつ  
た日から十五日を経過する日（その日前に当該変更登録等を受  
けたときは、当該変更登録等の時）

三 道路運送車両法第十五条の規定による抹消登録 を受けるべ  
き自動車又は同法第十六条の規定により抹消登録 を受けるこ  
とができる自動車 当該抹消登録 を受けるべき又は抹消登録  
を受けることができる事由があつた日から十五日を経過する  
日

四・五 略

六 第百二十四条の規定の適用がある自動車（同条第二項第一号  
に掲げる自動車を除く。）当該規定の適用を受けるべき事由  
の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する  
日（当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつ  
て、その日前に登録、抹消登録 又は自動車検査証の記入を受  
けたときは、当該登録、抹消登録 若しくは登録換又は自動車  
検査証の記入の時）

種別割 の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合におい  
て、その消滅の理由を登録又は記入の原因とした変更登録等、道  
路運送車両法第十五条若しくは第十六条の規定による登録  
又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の記入を受けた  
ときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第百二十三条の二第一項に規定する自動車の売主は、総合県税  
事務所長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であること  
を理由として請求があつた場合には、当該自動車の買主の住所又

区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、申告書を総合県  
税事務所長に提出しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録がされる自動車 当

二 道路運送車両法第十二条又は同法第十三条の規定による登録  
該登録 の時

を受けるべき自動車 当該登録 を受けるべき事由があつ  
た日から十五日を経過する日（その日前に当該登録 を受  
けたときは、当該登録 の時）

三 道路運送車両法第十五条の規定によるまつ消登録 を受けるべ  
き自動車又は同法第十六条の規定によりまつ消登録 を受けるこ  
とができる自動車 当該まつ消登録 を受けるべき又はまつ消登  
録 を受けることができる事由があつた日から十五日を経過する  
日

四・五 略

六 第百二十四条の規定の適用がある自動車（同条第一項第一号  
に掲げる自動車を除く。）当該規定の適用を受けるべき事由  
の発生した日又は当該事由の消滅した日から十五日を経過する  
日（当該自動車が第一号から第四号までに掲げる自動車であつ  
て、その日前に登録、まつ消登録 又は自動車検査証の記入を受  
けたときは、当該登録、まつ消登録 若しくは登録換又は自動車  
検査証の記入の時）

自動車税 の納税義務者が、その納税義務が消滅した場合におい  
て、その消滅の理由を登録又は記入の原因とした道路運送車両法  
第十二条、第十三条、第十五条若しくは第十六条の規定による登  
録又は同法第六十七条の規定による自動車検査証の記入を受けた  
ときは、前項の規定による申告があつたものとみなす。

3 第百二十三条の二第二項に規定する自動車の売主は、総合県税  
事務所長から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であること  
を理由として請求があつた場合には、当該自動車の買主の住所又

は居所その他当該自動車に対し課する種別割の賦課徴収に  
し必要な事項を報告しなければならない。

4 第百二十三条第三項の規定による納税義務者が第一項の規定に  
より提出する申告書には、その自動車の所有者が連署しなけれ  
ばならない。

5 総合県税事務所長は、自動車を所有する者が法第百四十八条第  
一項に規定するものである場合には、当該者に対し、当該  
自動車について必要な事項の報告を求めることができる。

(種別割) に係る不申告等に関する過料)

第一百三十二条 種別割の納税義務者又は第一百二十三条の二に規定す  
る自動車の车主であつて、前条の規定により申告し、又は報告す  
べき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた  
ものは、十万円以下の過料に処する。

(自動車税に係る不申告等に関する過料)

第一百三十二条 前条の規定によつて 申告し、又は報告す  
べき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた  
者は、十万円以下の過料に処する。

(自動車税の納税管理人)

第一百三十二条 自動車税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務  
所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有し  
ない場合においては、県内に住所等を有する者のうちから納税管  
理人を定めその定める必要が生じた日から十日以内にその旨を總  
合県税事務所長に申告し、又は同日から十日以内に県外に住所等  
を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有  
するものを納税管理人として定めることについて総合県税事務所  
長に申請してその承認を受けなければならない。

2 当該納税義務者は、納税管理人を変更し、又は変更しようとす  
る場合その他前項の規定により申告し、又は承認を受けた事項に  
異動を生じた場合には、その変更する必要が生じた日又は  
異動を生じた日から十日以内に、その旨を総合県税事務所長に申  
告し、又はその変更若しくは異動について総合県税事務所長に申  
請してその承認を受けなければならぬ。

は居所その他当該自動車に対し課する自動車税の賦課徴収に  
し必要な事項を報告しなければならない。

4 第百二十三条第三項の規定による納税義務者が第一項の規定に  
よつて提出する申告書には、その自動車の所有者が連署しなけれ  
ばならない。

第一百三十二条 削除

3 第一項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る自動車税の徴収の確保に支障がないことについて総合県税事務所長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、認定を受けた事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を総合県税事務所長に届け出なければならない。

(自動車販売業者の所有する中古自動車に係る種別割の減額)

第百三十三条 前条第三項の認定を受けていない自動車税の納税義務者(同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。)で同条第一項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

(自動車販売業者の所有する中古自動車に係る自動車税の減額)

第百三十三条の二 自動車の販売を業とする者で規則で定めるものが賦課期日において販売のため所有し、かつ、展示している中古自動車(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第一項に規定する古物に該当する自動車をいう。)で規則で定めるものに対して課する当該年度分の種別割については、当該自動車に係る種別割の年額の十二分の三に相当する額を減額する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による種別割の減額に關し必要な事項は、規則で定める。

4 総合県税事務所長は、第一項の規定があることとなつたときは、減額すべき額に相当する税額を還付する。

5 総合県税事務所長は、前項の規定により種別割額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第四項又は前項の規定により種別割額を還付し、又は充当

(自動車税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百三十三条 前条第三項の認定を受けていない自動車税の納税義務者(同条第一項又は第二項の承認を受けていない納税義務者に限る。)で同条第一項又は第二項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつたものは、十万円以下の過料に処する。

(自動車販売業者の所有する中古自動車に係る自動車税の減額)

第百三十三条の二 自動車の販売を業とする者で規則で定めるものが賦課期日において販売のため所有し、かつ、展示している中古自動車(古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二条第一項に規定する古物に該当する自動車をいう。)で規則で定めるものに対して課する当該年度分の自動車税については、当該自動車に係る自動車税の年額の十二分の三に相当する額を減額する。

2 略

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による自動車税の減額に關し必要な事項は、規則で定める。

4 第一項の規定の適用があることとなつたときは、減額すべき額に相当する税額を還付する。

5 前項の規定により自動車税額を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

6 第四項又は前項の規定によつて自動車税額を還付し、又は充当

する場合には、納期限の翌日から起算して一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第一百三十四条 総合県税事務所長は、身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する種別割を減免する。

2 総合県税事務所長は、身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが所有する自家用自動車を含む。）で、当該身体障害者等のためにこれらの者を常時介護する者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する種別割を減免する。

3 前二項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により種別割の減免を受けた自動車について、これらの規定に該当しないこととなつた場合には、当該自動車税の納稅義務者は、遅滞なく、総合県税事務所長にその旨を申告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による種別割の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害による種別割の減免)

第一百三十五条 総合県税事務所長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車につき損害を受けた場合で

する場合においては、納期限の翌日から起算して一月を経過する日を法第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

(身体障害者等に対する自動車税の減免)

第一百三十五条 総合県税事務所長は、身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者等が自ら運転するもの又は当該身体障害者等のためにこれらの者と生計を一にする者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

2 総合県税事務所長は、身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者で規則で定めるもののみで構成される世帯に属する身体障害者等が所有する自家用自動車（身体障害者で年齢十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者以外の者で当該世帯に属するものが所有する自家用自動車を含む。）で、当該身体障害者等のためにこれらの者を常時介護する者が運転するもののうち規則で定めるものに対して課する自動車税を減免する。

3 前二項の規定によつて自動車税の減免を受けようとする者は、総合県税事務所長に申請しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定により自動車税の減免を受けた自動車について、これらの規定に該当しないこととなつた場合においては、当該自動車税の納稅義務者は、遅滞なく、総合県税事務所長にその旨を申告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による自動車税の減免に関し必要な事項は、規則で定める。

(災害による自動車税の減免)

第一百三十五条 総合県税事務所長は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により自動車につき損害を受けた場合で

、当該損害に係る修繕に要した費用の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填されるべき金額を除く。）が当該自動車に係る種別割の年額に相当する金額を超えるときは、当該自動車に係る当該年度分の種別割を減免する。

## 2・3 略

、当該損害に係る修繕に要した費用の額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされるべき金額を除く。）が当該自動車に係る自動車税の年額に相当する金額を超えるときは、当該自動車に係る当該年度分の自動車税を減免する。

## 2・3 略

（生活路線を運行する一般乗用バスに対する種別割の減免）  
第百三十六条 総合県税事務所長は、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるバス路線（以下この条及び次条において「生活路線」という。）を運行する一般乗用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに対して課する種別割を減免する。

## 2 略

3 前二項に定めるもののほか、生活路線を運行する一般乗用バスに対する種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに対する種別割の減免）

第百三十六条の二 総合県税事務所長は、廃止された生活路線に代わる路線のうち規則で定めるもの（以下この条において「代替路線」という。）を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに対して課する種別割を減免する。

## 2 略

3 前二項に定めるもののほか、代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに対する種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（身体障害者等の利用に供する自動車に対する種別割の減免）

第百三十六条の三 総合県税事務所長は、第百二十四条の十三第一

（生活路線を運行する一般乗用バスに対する自動車税の減免）  
第百三十六条 総合県税事務所長は、地域住民の生活上必要なものとして規則で定めるバス路線（以下この条及び次条において「生活路線」という。）を運行する一般乗用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに対して課する自動車税を減免する。

## 2 略

3 前二項に定めるもののほか、生活路線を運行する一般乗用バスに対する自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに対する自動車税の減免）

第百三十六条の二 総合県税事務所長は、廃止された生活路線に代わる路線のうち規則で定めるもの（以下この条において「代替路線」という。）を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスのうち規則で定めるところにより指定したものに対して課する自動車税を減免する。

## 2 略

3 前二項に定めるもののほか、代替路線を運行する一般乗用バス又は一般貸切用バスに対する自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（身体障害者等の利用に供する自動車に対する自動車税の減免）

第百三十六条の三 総合県税事務所長は、構造上身体障害者等の利

項第七号に規定する

自動車（第百三十四条第一項又は第二項の規定によるもの）を除く。）に対して課する種別割を減免する。

2 略  
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による種別割の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（種別割に係る証明書の交付）

第百三十七条 総合県税事務所長は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該申請者がその自動車検査証の返付を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に種別割を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例等）

第十三条 平成三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

2 法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの（資産の流动化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第三十条第六項において

用に専ら供するためのものと認められる自動車（第百三十四条第一項又は第二項の規定によるもの）を除く。）に対して課する自動車税を減免する。

2 略  
3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による自動車税の減免に關し必要な事項は、規則で定める。

（自動車税に係る証明書の交付）

第百三十七条 総合県税事務所長は、道路運送車両法第六十二条第二項（同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第九十七条の二第一項に規定する書面の交付を申請する場合において、当該申請者がその自動車検査証の返付を受けようとする自動車について当該自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その旨を証する証明書を当該申請者に交付するものとする。

附 則

（県民税の法人税割の税率の特例等）

第十三条 平成三年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第四十三条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。

2 法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人を除く。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの（資産の流动化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社及び投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人を除く。）若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は第三十条第六項において

法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千万円以下の法人に対する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額は、前項の規定を適用して算定した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

### 356 略

法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千万円以下の法人に対する各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額は、前項の規定を適用して算定した法人税割額から当該法人税割額に四分の〇・八八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

### 356 略

#### (法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二の三 平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度（法第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。）に係る法人の事業税についての第五十一条の規定の適用については、同条第一項第一号(3)の表中「百分の一・九」とあるのは「百分の〇・三」と、「百分の二・七」とあるのは「百分の〇・五」と、「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」と、同項第二号の表中「百分の五」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の四・六」と、同項第三号の表中「百分の五」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の七・三」とあるのは「百分の五・一」と、「百分の九・六」とあるのは「百分の六・七」と、同条第二項中「百分の一・三」とあるのは「百分の〇・九」と、同条第三項第一号(3)中「百分の三・六」とあるのは「百分の〇・七」と、同項第二号中「百分の六・六」とあるのは「百分の四・六」と、同項第三号中「百分の九・六」とあるのは「百分の六・七」とする。

#### (自動車税の環境性能割の税率の特例)

第十八条の十一 営業用の自動車（第一百二十三条第一項の自動車をいう。次条において同じ。）に対する第一百二十四条の五の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号	百分の一	百分の〇・五
第二号	百分の二	
第三号	百分の三	百分の一

(自動車税の種別割の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第百二十五条第一項第一号イ(1)に規定する電気自動車をいう。）、天然ガス自動車（法第百四十九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車をいう。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（法第百四十九条第一項第三号に規定する電力併用自動車をいう。）並びに第百二十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス 及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

(自動車税 の税率の特例)

第十九条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則附則第五条第二項に規定するものをいう。）、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第三項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の同条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十六項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第五条第五項に規定するものをいう。第三項第三号において同じ。）並びにバス（一般乗合用のもの（道路運送法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）に限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の第百二十三条の二第三項に規定する新規登録（以下この条において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 法第百四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一項第二号ハ(2)	第一項第二号ハ(1)	第一項第二号口	第一項第二号イ	第一項第一号口	第一項第一号イ	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度
- 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車 その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

第一号ハ(2)	第一号ハ(1)	第二号口	第二号イ	第一号口	第一号イ	第二号イ
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第一項第五号八(4)	第一項第五号八(3)	第一項第五号八(2)(ii)	第一項第五号八(2)(i)	第一項第五号八(1)	第一項第五号口	第一項第五号イ	第一項第四号	第一項第三号口	第一項第三号イ(2)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第五号八(4)	第一百二十五条第一項	第五号八(3)	第一百二十五条第一項	第五号八(2)(ii)	第一百二十五条第一項	第五号八(2)(i)	第一百二十五条第一項	第五号八(1)	第一百二十五条第二項	第五号イ	第一百二十五条第一項	第四号	第一百二十五条第一項	第三号口	第一百二十五条第一項	第三号イ(2)	第一百二十五条第一項
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第二項	(略)	(略)
第一項第一号	(略)	(略)
第二項第二号	(略)	(略)

第一百二十五条第二項	(略)	(略)
第一号	(略)	(略)
第二号	(略)	(略)

秋田県県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十五年秋田県条例第四十号）の一部改正

附 則	新	旧
（施行期日）		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～五 略		

  

附 則	新	旧
（施行期日）		
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一～五 略		

  

六 第二条中秋田県県税条例第六十二条の四の改正規定及び附則第十一項の規定 平成三十一年十月一日		
2 14 略		